

海老名市技能功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この制度は、海老名市内において、永く同一の職業に従事し、不断の技術練磨により極めて優れた技能を身につけた技能者の功績をたたえるとともに、技能職の発展及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、海老名市内で職業に従事しているもので、次の各号に定める条件を満たすものとする。

(1) 技能功労者

- ア 技能者として同一職業に30年以上従事し、年齢55才以上の者
- イ すぐれた技能を持ち他の模範であり、後進の指導育成等によって業界の発展に尽くした者

(2) 優良技能者

- ア 技能者として同一職業に10年以上従事している者
- イ 優良技能者にふさわしいすぐれた技能を持ち他の模範となっている者

(技能職種の範囲)

第3条 表彰の対象となる職種は、別表のとおりとする。

(選考の方法)

第4条 各業種別団体、事業所又は海老名商工会議所は、表彰に該当する者がいるときは市長に文書(第1号様式)で推薦するものとする。

2 市長は、前項の推薦に基づき被表彰者を決定し、推薦者に文書で通知する。

(基準日)

第5条 毎年9月1日を基準日とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行なう。

(委任)

第7条 この要綱の実施については、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

別 表(第3条関係)

対 象 職 種

1	石工	16	植木職
2	大工	17	製菓職
3	左官	18	製めん業
4	タイル工	19	板前・調理師
5	レンガ工	20	配管工
6	屋根職	21	写真師
7	畳職	22	製靴業
8	板金工	23	自動車整備士
9	建具職	24	印刷工
10	トビ職	25	染物職
11	洋服仕立職		
12	理容師		
13	はり灸・マッサージ師		
14	和裁職		
15	美容師		
※その他市長が必要と認めた者			